



05 妊産婦のタクシー利用料を助成します



市HP

妊産婦が妊産婦健康診査や産科機関への通院などのためにタクシーを利用した場合に、タクシー運賃を助成します。

【対象者】

田原市に住所がある妊産婦(妊娠の届出をした後から産後8週までの方)

▶親子交流館 ☎23-1510

【助成の内容】

対象・区間・金額・回数	内容
助成対象	令和6年4月1日以降に、妊産婦および乳児健康診査、産科機関への通院、出産に伴う入院、産後ケアのために利用したタクシー運賃
対象区間	妊産婦の自宅などから産科機関までの移動に係る区間
助成金額	タクシーの利用に要した費用(上限9,000円)の8割(生活保護世帯、住民税非課税世帯は自己負担免除)
助成回数	1人あたり片道8回まで



【必要書類】

- ①田原市妊産婦タクシー利用料助成申請書兼請求書(親子交流館または市HPからダウンロード)
- ②タクシー料金の支払い額が確認できる書類(領収書、レシートなど)
- ③産科機関での受診などを証明することができる書類(診療明細書、領収書、母子健康手帳の健診記録などの写し)
- ④振込先金融機関の預金通帳など、助成金の振込先がわかるもの

【申請方法】

上記①の利用料助成申請書兼請求書に必要事項を記入の上、②~④を添付して、親子交流館へ提出

【申請期限】

タクシーを利用した最終日から半年後の末日まで

06 ペット火葬の手続きが田原斎場でも行えるようになります

4月1日(月)から、ペット火葬の手続きが、田原斎場でも可能となります。予約の必要はありませんので、直接、田原斎場ペット火葬受付にお越しになり、利用申請・使用料の支払いを行ってください。

※市役所環境政策課でも引き続き、利用申請・使用料の支払いが可能です。

▶環境政策課 ☎23-3541

▶田原斎場 ☎22-0421

【利用申請場所】

①田原斎場ペット火葬受付(田原町衣笠1番地19)

受付時間(持込可能時間):午前8時30分~午後5時(1月1日および友引の日を除く)

②田原市役所環境政策課

受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土日祝日および年末年始を除く)

【使用料】

区分	田原市民	田原市民以外
個別火葬(5kg以上に限る)	18,510円	51,020円
集合火葬	3,070円	15,700円



市HP

【必要書類】

住所が確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)、犬の火葬の場合は愛犬手帳および鑑札

【注意事項】

- ・飼い犬の場合、犬の死亡届が必要ですので、ペット火葬利用申請時に提出をお願いします。(様式は田原斎場に用意)
- ・ペットは体液が漏れないようビニール袋などに入れてください。なお、大型犬でビニール袋に入らない場合はブルーシートなどで包んでください。
- ・首輪、おもちゃ、缶詰など、燃えない物はいれないでください。